

# いわゆる「対象語格」の「が」

——表現の源流と文法的扱いについて——

梅 林 博 人

一 はじめに

○水がほしい。

○母が恋しい。

これらの表現について、かつて時枝誠記氏は、

「水」及び「母」は、夫々に主語「私」或は「彼」の感情を触発する機縁となるものであるから、これを「ほしい」「恋しい」に対する対象語と名付け、かゝる秩序を対象語格と呼ぼうと思ふのである。（『国語学原論』三七四ページ）

と言及せられた。時枝氏以前においても、この種の表現につ

いての研究は行われていたわけであるが、氏が、「対象語」「対象語格」という術語を提唱されて以降は、その術語を用いることによって、どの種の表現に関する問題であるのかが一様に理解されるに至ったようである。説の当否はさておき、こうした点のみからしても時枝氏の功績には大なるものがある。

さて、拙稿では、こうした「対象語格」の「が」を次の二点から考察し、卑見を述べてみたいと思う。

(一) 「対象語格」の「が」は、いつ頃より存在する表現なのか。

(二) 「対象語格」の「が」は、文法上どう考えられるか。

なお、「対象語格」という術語は、問題となる表現がある程度端的に言い表すことが出来るという点で簡便である。従って、以下においても、「いわゆる対象語格」という意味で、「対象語

格」という術語を用いていくことにする。

## 二 「対象語格」の「が」の源流

かつて、「対象語格」の「が」については、それは「極めて新しい用法である。」(木枝増一『文法及國語法』三三二ページ)とか、或いはまた、小林好日氏によって次のように述べられたことがある。

目的を示す。

水が飲みたい

本がよみたい

芝居が見られる

川が渡れない

水・本・芝居・川・等はいづれもその下の動詞のあらはす動作の目的である。これは「水を飲みたい」「本をよみたい」「芝居を見られる」「川を渡れない」などの訛で、極新しく出来た用法であるが、東京では今日普通に用ひられるところのものである。(『國語國文法要義』五〇八ページ)

しかし、今日では、こうした見解は妥当ではないことが知られている。

では、「対象語格」の「が」の存在は、いったいどの時代まで遡ることが出来るのであろうか。まずこの点を、従来の研究成果を見ながら確認してみることにしたい。

初めに見るのは、湯澤幸吉郎氏及び松村明氏の研究である。

湯澤氏は、『天草版平家物語』に、次のような表現の存在する

ことを指摘しておられる。

感情または希望の対象を表す「が」

○平家の由来が聞きたいほどに、(巻一、第一)

○重盛父の禅門の前に出でて、あの少将がことを宰相のあながちに嘆かるが不便にござる。(巻一、第十)

○あまり待つが心もとなう覚ゆるぞ。(巻四、第八)

○それも重衡がことが口惜しければ、はや思いきった。(巻

四、第十三)

(『天草版平家物語の語法』。巻数等は梅林補。)

また、松村氏は、「水が飲みたい。」式の表現は古くからあり、「水を飲みたい。」式の表現は新しく出来たものであるというそれまでの風潮に疑問を抱かれ、抄物、キリシタン本、能狂言等々の各種の文献を調査して、次の結論を打ち出された。

すでに室町時代の文献から「水が飲みたい」の類の言い方とともに「水を飲みたい」の類の言い方も見えているのである。そして、この二つの言い方は、それ以降、江戸時代から明治の時代にいたるまで、各時代を通じてともに見えているのであって、「が」を用いる言い方が多いか、「を」を用いる言い方が多いかは、時代によりあるいは文献の種類によって多少の相違が見られるが、どちらかの言い方だけが用いられているということは決してないようである。

〔「水を飲みたい」という言い方について〕

松村氏の意図の一端は、「を……たい」式の表現が新しいものではないことを証明することにあつたが、結果として、「が……たい」「を……たい」両形式の表現が室町期以降併存したという事実を示すことになつた。

これらの研究によつて、「対象語格」の「が」の存在は、まず室町期までは遡り得ることになる。

さて、次に山田巖氏の研究について見てみる。氏は、松村氏の研究を踏まえたうえで、さらに調査を行い、次のような報告をしておられる。

鎌倉時代中期の文献には、現代語の「水が飲みたい。」と同じように、主格をあらわす「が」をとつたものが見られるに至つた。

琵琶には手と申てめでたき事の候ぞかし。それが承りたく候て」といふ。(古今著聞集、卷六、管絃歌舞)

念仏が申度て(無住、妻鏡)

これらの用例は、現代語の「水が飲みたい」という言い方とまったく同様の形式であつて、恐らくその古い用例と考へることができよう。(「水が飲みたい」という言い方の源流)

また、筆者の調査でも、『平家物語』に次のような用例が見出された。

○是が餘に心うければ、いかに申すとも始終の事はかなふまじ。(卷一、願立)

○御牛の鼻がこはう候。(卷八、猫間)

○その事がわすれがたくおぼゆるなり。(卷十一、副將被斬) これらによつて、その存在が、さらに鎌倉期まで遡り得ることになるわけである。

では、これ以上にはどうであろうか。ここでひとつ言えることは、「が……たい」式の表現については、これ以上遡り得ないということである。というのは、山田氏が述べられるように、「たい」およびその原形である「たし」のある程度存在する時期が、院政期以降だからである。従つて、さらに遡る場合には、別の表現についての言及を求めることになる。

そこで、続いて平安期の実例を挙げる研究論文を求めたのであるが、私見の限りでは、そうしたものは見出し得なかつた。そこで、『竹取物語』『伊勢物語』『大和物語』『枕草子』および『古今和歌集』について検索を試みた結果、わずかながら次のような用例が見出された。

○長き契のなかりければ、程なく罷りぬべきなめりと思ふが、悲しく侍る也。(『竹取物語』かぐや姫の昇天)

このように、時代を遡るにつれて、用例は見出しにくくなる傾向にある。しかし、それは、主格「が」助詞の変遷を考慮すれば、当然のこととも言えよう。

鎌倉期以前では、「が」は、「わが家」「梅が花」などのような連体助詞としての用法が優勢であつて、主格助詞としての用法は、必ずしも多くはなかつた。また、それと表裏の事柄とし

て、主格表示も、「の」など他の助詞によって行なわれたり、或いは、「春●さればまつ咲く宿の梅の花〔万葉集〕八一八」のように助詞なしで行なわれたりすることが多かった。即ち、「対象語格」に限らず、主格「が」助詞自体がそう多くはなかったのであるから、用例が見出だしにくくなるのは道理である。従って、鎌倉期以前の用例については、むしろ、主格「が」助詞劣勢の時代においてできえもそれは見出だされる、と解されてよいであろう。

さて、そこでさらに遡つて奈良期の用例であるが、それについては橋本進吉氏が、「かような言ひ方は、奈良朝からある」として、次のように挙げておられる。

わが見がほし國は（記、下）

山がらや見がほしからむ（萬十七、三九八五）

アガホ石住吉里あるらくをしも（萬六、一〇五九）

そらみつやまとの國は、神がらか有りかほしき、國がらか住みがほしき、（琴歌譜、崇神）

ヒタテリニイヤミガホシク（萬十八、四一一一）

〔助詞・助動詞の研究〕一〇四ページ）

こうした言及によって、「対象語格」の「が」は、既に奈良時代より存在していたと、ひとまずは考えられることになる。

しかし、「見が欲し」などについては、「上代に於いては、『見が欲し』という語が頻繁に見られ、一種の熟語のようにして用いられていたようである。」（我妻多賀子「助詞『が』の通時的考

察」というように、やや特殊な表現であるとも考えられて、ここに多少懸念が残る。

そこで、これら以外の表現ではどうかと今少し検索をしてみると、次のような用例が見出されるに至る。

○今のごと戀しく君が（我）思ほえばいかにかもせむする爲

方のなき（『万葉集』三九二八）

○ひなくもり碓日の坂を越えしだに妹が（賀）戀しく忘れえ

ぬかも（同、四四〇七）

これらは、それぞれ、「今のようにあなたが恋しく思われるなら、これから先どういたしましょう」、「吾妹子が恋しくて忘れることができない」と解されるゆえ、「が」は「対象語格」の類であると考えられる。

従って、これらと橋本氏の掲げられた用例とから、「対象語格」の「が」は、奈良時代には既に存在していたとやはり考えられることになり、同時に、前記のような「この種の表現は新しい」という見解は、誤りであることが知られるのである。

### 三 文法上の扱いについて

では、このように古くから存在する「対象語格」の「が」は、文法上どう考えられるのであろうか。

従来説を見てみると、次の三つにまとめられる。

I 「主格」説

II 「対象語格」説（すなわち時枝説）

III 「目的格」説

I に対して、II III を「非主格」説として一括することも考えられるのであるが、「目的格」説を唱える研究者達が、「対象語格」説に諸手をあげて賛成するわけではないことを考慮して、ここでは分けておく。

さて、拙稿では、この内の「主格」説に賛意を抱く故、以下にその理由を記していくことにする。

まず初めに、「主格」説には、「……が」という成分の識別が「対象語格」説のように曖昧にならないという長所がある。「対象語格」の提唱者である時枝氏の「対象語と主語との認定には、明確な限界を定めることが出来ないにしても、それが国語の総合的な概念把握の反映と見るとき、曖昧な処に国語の真相を把握することが出来ると思ふ」（『国語学言論』三七九ページ）という言葉をひいて、松村明氏が、

主語と対象語との認定にはかなりあいまいなものがあるわけである。これは、その区別を主として意味の上に求めているところから生ずるものと考えられる。文法上の問題となるためには、やはりある程度それが形態の上にもあらわれたものでなければならぬのではなからうか。（先掲論文）

と述べられることは、当を得ているのではなからうか。いかなる手段を用いても、区別に曖昧さが残るのならば別であるが、「が」を主格の標識と考へることによって、「……が」という成分は、明快に整理されるわけである。文法という以上、こうした明快さは、ひとつ評価されてよからうと考へるのである。

しかし一方で、恐らく最大とも考えられる短所として、いわゆる「対象語格」の「が」を主格とすることが、文意上どうも釈然としないという点が挙げられる。「私は水が欲しい。」を例にとると、「水が」は、

○山が高い。

○花が赤い。

などの属性の主体と同等というよりも、文意上「私は水<sup>を</sup>を欲しく思う。」などと考へられて、目的語と同等であると解されやすい。「目的格」説の場合では、これを一つの根拠としている。

しかし、これについては、北原保雄氏の見解に賛意を示すこととで応じたい。氏は、次のように述べられる。

「私はこの犬がかわいい。」のように、「かわいい」が単純に犬の属性だけを表現しているのではない場合においても、「この犬が」は「かわいい」の属性的表現（客観的表現）の面の主格に立っているのだと解釈される。／＼つまり、「誰がかわいい」のかという感情・情意の主体が「私」であり、「何がかわいい」のかという「かわいい」、あるいは「こわがられる」といった方が解りやすいかもしれないが、その主体が「この犬」であると解釈されるのである。先に、「かわいい」には主観的な事実の表現と客観的な事実の表現との両面性が認められると述べたが、その主観的な表現の面の主格語が「私が（は）」であり、客観的な表現の面の主格語が「この犬が」であるということができよう。そして、それぞれを、今仮に主観的主格語（主観的主格展叙成分）、客観的主

格語(客観的主格展叙成分)と呼んでみることにすれば、時の対象語は、客観的主格語であるということになる……

〔日本語動助詞の研究〕二二四ページ)

こうした見解によれば、問題の「……が」という成分を主格成分として解釈することも十分可能と考えられる。

さらに、「主格」説を推す理由として、もうひとつ次のようなことがある。

①太郎がお金がある。

②太郎にお金がある。

今、微妙な文意を別にすれば、①②は、ほぼ同意と考えられるから、「が」と「に」は相互に交換が可能である。では、こうした場合の「に」を主格の「に」と称することがあるだろうか。日本語教育の分野などでは、時に主語を表す「に」などと言われることもあるようであるが、それは意味上のことであつて、文法上主格の「に」と述べられたものは見聞したことがない。もう一つ例を見てみよう。

③京都に行く。

④京都へ行く。

③④はほぼ同意と考えられるから、「に」と「へ」は相互に交換が可能である。では、こうした「に」「へ」を同一格のものとして考えることがあるであろうか。むしろこの場合には、「に」は地点を表し、「へ」は方向を表すなどと、その違いについて述べられることが多い。

このように、

⑤水が飲みたい。

⑥水を飲みたい。

の「が」「を」のような格助詞相互の交換は、他の格助詞についても見られるのであるが、しかし、その場合には相互の助詞を同一格と見なそうとはしない。

また、加えて言うと、⑤の「が」を、「を」の意に通ずるということで「対象語格」と称するならば、⑥の「を」についても、「対象語格」とする⑤の「が」の意に通ずるということで「対象語格の『を』」と称されてしかるべきであるが、そのようなことは見聞されない。

こうしたことから明らかのように、ある種の「が」を「対象語格」「目的格」と称することは、「が」に対してのみの特異待遇なのであつて、他の格助詞の場合のことを考えると、これは整合性に欠けている。従つて、筆者は、「対象語格」「目的格」説について懸念を覚えるのである。

さて、これらの理由および先学の所説によつて、「主格」説の妥当性が考えられると同時に、大半の異説には応対可能と考えられるのであるが、しかし、目的格説に属すると考えられる柴谷方良説については、なお一考の余地があると思われる。そこで、次にそれについての考察を試みる。

#### 四 柴谷方良説について

柴谷氏は、以下の四つの根拠をもつて、問題の「……が」を「直接目的語」と見做す。

根拠(一) 「水がほしい。」等の文には、「僕は」「私は」等の本来の主語がある。

ア 僕は水がほしい。

イ 僕は水が飲みたい。

ウ 私はあの人が好きだ／きらいだ。

よって、「水が」「あの人が」を主語と見なす分析に対しては疑問が起る。

根拠(二) 当該の「……が」は、尊敬語規則を誘発しない。故に主語ではない。

「が」助詞を伴った名詞節が主語で、かつ、その主語が話者の尊敬に値する人を指しているならば、述語を、動詞述語の場合には「お……なる」と、形容詞・形容動詞述語の場合には「お……」と尊敬語化することができる。次のごとく。

① 山田先生がリンゴが好きだ。

← ① 山田先生がリンゴがお好きだ。

これを尊敬語規則と称すると、当該の「……が」は、この規則を誘発しない。

② 私は山田先生が好きだ。

← ② 私は山田先生がお好きだ。——「私」自身を尊敬している表現となり不適格文。

よって、②の「山田先生が」は、①の「山田先生が」と性質を異にするものである。①を主語と考えるならば、従って、②は主語でない。

根拠(三) 当該の「……が」は、再帰代名詞化を誘発しない。故に主語ではない。

「同一人物を指す名詞が重出し、初出のものが主語であれば、二回目ものを「自分」と置きかえる」。これを再帰代名詞化規則と称する。今、「太郎が花子が好きだ」という内容で次の③④を考えると、「が」助詞を伴った名詞節が主語である場合には、この規則の適用を誘発する。

← ③ 太郎が花子が太郎のグループの中で一番好きだ。

← ③ 太郎が花子が自分のグループの中で一番好きだ。

しかし、「が」助詞を伴った名詞節が主語でない場合には、再帰代名詞化規則の適用を誘発しない。無理に適用すると、もとのものとは文意が異なってしまう。

← ④ 太郎が花子が花子のグループの中で一番好きだ。

← ④ 太郎が花子が自分のグループの中で一番好きだ。——「自分のグループ」が「花子のグループ」の意にはならない。

従って、同じく「が」助詞を伴った名詞節ではあっても、「太郎が」と「花子が」は性質を異にするものである。「太郎が」を主語と考えるならば、従って、「花子が」は主語ではない。

根拠(四) 当該の「……が」を直接目的語であると考える最大の統語的根拠は、同じ名詞句が対格助詞「を」によっても示されるという点にある。これは問題の名詞句が話者によって直接目的語と等しく取り扱われているということを示す有力な証拠である。(以上『日本語の分析』第五章二二五～二二九ページ参

照。ただし、根拠三つについては第四章をも参照。

ここで注意すべきことは、「主語」の意味内容についてである。柴谷説では、次の条件に合致するものが「主語」として見做されている。

(a) 尊敬語化現象を誘発する。

(b) 再帰代名詞化現象を誘発する。

(c) 特定の述語を持つ文以外で、題目化されない文以外では主格助詞「が」を伴う。

(d) 存在文でない文では基本語順に於いて文頭に来る。(以上同書一八六ページ)

そして、こうした主語観のもと、氏は「統語範疇と格範疇は一對一の絶対的な関係にない。」として、次の図を示す(同書二三三ページ。番号は梅林付)。

(1) 統語範疇

主語 格範疇  
……の

直接目的語(第一客語) を(対格)

間接目的語(第二客語) に(与格)

(2) 太郎が 花子に 本を 与えた。

〔統語範疇〕 主語 間接目的語 直接目的語

〔格範疇〕 主格 与格 対格

(3) 僕が 水が 欲しい。

〔統語範疇〕 主語 直接目的語

〔格範疇〕 主格 主格

(4) 僕が 水を 欲しい。

〔統語範疇〕 主語 直接目的語

〔格範疇〕 主格 対格

(5) 太郎に 英語が わかる。

〔統語範疇〕 主語 直接目的語

〔格範疇〕 与格 主格

こうした見解では、格助詞の置き換えのきく成分は、統語範疇においては同一の成分として見做されている。故に、(3)「水が」(4)「水を」は、共に直接目的語と見做され、また、(5)「太郎に」は、

(5) 太郎が 英語が わかる。

とも考えられる故に、主語と見做される(この場合の「太郎に」は、前記(a)(b)をも満たすものとして考えられている)。従って、「が」「を」の交換の場合のみを特異待遇するわけではないから、先述したような「整合性」という点では、他の「目的格」説と違って、問題はない。

しかしながら、柴谷説支持については、今少し慎重でありたい。

右より明らかなように、同説では、尊敬語化現象の誘発の有無、再帰代名詞化現象の誘発の有無という基準がひとつの基準となつているが、しかし、これらの基準は、決して常用し得る

ものではない。

まず両基準とも、文中に人物、生物を示す語句がないと適用が考えられない。

また、尊敬語化現象の誘発の有無という基準については、たとえ人物を示す語句がある場合でも、右(3)や、

(6)私が リンゴが 好きだ。

(7)妹が ミカンが 好きだ。

のような場合には、やはり適用が考えられない。尊敬語規則では、形容詞述語の場合は、「お……」と尊敬語化するのであったが、(3)「欲しい」については、そうした形が考えられない。また、(6)(7)については、自分自身や妹に尊敬語を用いることは考えがたいから、

○私が リンゴが お好きだ。……不適格文

○妹が ミカンが お好きだ。……不適格文

となる。もしここで、尊敬語化現象の誘発の有無という基準を適用すると、「僕が」「私が」「妹が」は、前記(a)に低触すると同時に根拠(二)に符合する故に、主語ではなく目的語ということになりかねないが、これはおかしかろう。こうした点に関しては、柴谷氏自身も「もし文中に尊敬に価する人を指す名詞句がない場合には、尊敬語化するとおかしな文が派生される」と承知済みで、従って、これに対しては、「規則において、尊敬に価する人を指す名詞句がなければならぬことを規定すればよい」と述べておられる(先掲書五八―五九ページ)。だが、そうすることによって、尊敬語化現象の誘発の有無という基準の適用範囲は、自然と限定されることになる。

このように、二つの基準の常用できないことを考慮すると、問題の「……が」を直接目的語とする根拠の内、(二)と(三)は、一般性に欠けるということになり、従って、根拠(一)と(四)が主たるものとして浮上してくることになる。だが、さらにここで、根拠(一)も必ずしも有力ではないことが知られてくる。

日本語では、

○彼が背が高い。

○彼が色が白い。

のような、主格を表す成分が複数存在するような文は考え得る。従って、「水がほしい。」に「私が」などの本来の主語があるからといって、「水が」を直接目的語と考へねばならないということにはならない。

また、柴谷氏は、「ア・僕は水がほしい。」などのような、いわゆる「は」によるとりたてて文を挙げて説明されるが、しかし、

○山は 空気が きれいだ。

○バラは 香りが よい。

○ひまわりは 花が 大きい。

などでは、「空気が」「香りが」「花が」は主格成分にあらず、とは考えないであろう。

こうしてみると、結局、根拠(四)が残ることになる。そこで、これについて考えてみると、確かに問題の「が」には、「を」との交換が可能な場合がある。しかし、一方で「動詞+助動詞」を述語とする文については、

○水が+(飲み+たい)

○水を十飲み十たい

といった構造の違いが、松村氏（先掲論文）などによって指摘されている。このように、助詞の違いに応じて構造の違いが考えられるのであるならば、問題の「……が」成分を「……を」成分と同様に扱うことには、問題があるのではなからうか。

また、柴谷氏は、問題の「……が」成分を直接目的語と呼ぶ一方で、

本書では、主語という統語範疇、それに主格・対格といった助詞によって規定される格範疇は共に文法範疇として認めるが、「主語——述語」・「目的語——述語」といった文法関係、及び「主格関係」・「対格関係」といった格関係は認めない。（先掲書二七三ページ）

という見地から、格範疇では、これを主格と呼ぶ。では、その際の主格とはどういう意味なのであろうか。単に助詞の違いを示すのみの呼称という訳ではないだろう。「水が」を主格と呼び、「水を」を対格として呼び分けるのならば、そこに意義を見出してもよいのではないかと考えられるのである。

以上、柴谷説についての考察を進めてきた。同説はかなり詳細で、そして、尊敬語化現象の誘発の有無、再帰代名詞化現象の誘発の有無といった基準の適用し得る範囲内では、頷ける面もある。が、これの受容となると、現段階では、以上に示したような理由で懸念を覚える故、従って、拙稿では同説支持を控えることにする。

## 五 おわりに

拙稿では、いわゆる「対象語格」の「が」を、表現の源流、文法的扱いの二点から考察した。

前者については、先学の挙げられた用例に『万葉集』などの用例を加えることで、その存在が、奈良時代からのものであることが確認された。また、後者については、先学の助けを大いに借りながらではあるが、自らの見解を示したつもりである。

ところで、後半で述べたような「主格」説と「目的格」説の併存状況は、比較的長きに渡っている。三矢重松氏の「茶が飲みみたい」などは處置格の如くも見ゆれど然らず、なほ主格なり。『高等日本文法』一九〇八年、増訂版一九二六年四五七ページ）という一言を、仮に始まりとしても、だいぶ続いていることになる。

このように長きにわたる背景の一つには、一方が言語の形式に目を向け、他方が言語の意味内容に目を向けるといった姿勢の相違がある。

「主格」説では、三上章氏の、

甲ニハ乙ガ煙タイ↓甲ハ乙ヲ煙タガル

というふうに変りやすいのは事実であるが、まだ変わりもしないさきに対象格（オブジェクティブ）の名前で呼ぶのは、毛虫を蝶と呼ぶようなものではないだろうか。（現代

という言葉に代表されるように、表層において、「が」と示されることに注目する。即ち、言語の形式に目を向ける。

一方、「目的格」説では、「が」が「を」と交換可能、或いは、「……が」が「……を」の意に通ずるという点に注目する。即ち、言語の意味内容を目を向けるのである。

こうした姿勢の相違を考えると、「対象語格」の「が」に対する複数見解併存状況は、今後もおおしくことが予想される。

しかし、だからといって、「対象語格」の考究に対してさじを投げてしまう必要もないであろう。残されている問題は、他にも存在するわけであるから、今後もそれらをひとつひとつ探究していくことが肝要であると考えられるのである。

注

〈1〉助詞なし表現の状況については、信太知子「『水が飲みたい』と『水を飲みたい』という言い方」統貂——格助詞の発達と関連させて——に詳しい。

〈2〉問題の「……が」成分を、主語、主格語、主格成分等と称する見解を便宜的に「主格」説とした。

〈3〉問題の「……が」成分を、客語、目的語等と称する見解を便宜的に「目的格」説とした。

〈4〉例えば、久野暉氏は、時枝説の短所を次のように指摘しておられる。

「格関係を表わすのに、『対象語』のように、意味に基づいた用語を用いるのは危険がある。

- (i) 太郎が水ヲ欲シガッタ。
- (ii) 太郎が母ヲ恋シガッタ。

においても、「水」、「母」は、「主語」「太郎」の感情を触発する機縁となるものであるが、これらは、文法的には「対象語」ではなく「目的語」である。乙例の「水」、「母」が主語でないことを指摘したのは時枝の貢献であるが、どうしてここに「ガ」が現われ、(i)、(ii)に「ガ」が現れないかを説明できないところに彼の分析の欠陥がある。(『日本文法研究』五六ページ)。同様の指摘が、柴谷方良『日本語の分析』二二七ページにも見受けられる。

〈5〉浅見徹「水の飲みたい者——日本語における格の二二の問題——」に同様の指摘がある。

〈6〉『日本語の分析』では、「名詞と助詞が構成する単位を『名詞節』と呼ぶ(二二二ページ)とされている。

〈7〉同様の見解が、田村すず子「日本語の他動詞の希望形・可能形と助詞」にも見受けられる。

参考文献

我妻多賀子 (一九六七・二月)「助詞『が』の通時的考察」学

習院大学文学部研究年報」一三

浅見 徹 (一九五九)「水の飲みたい者——日本語における

格の二二の問題——」『国語国文』二八巻一〇号

京都大学

木枝 増一 (一九五三)『文法及國語法』日本文学社

北原 保雄 (一九三八)『高等國文法新講品詞篇』東洋図書

久野 暉 (一九七三)『日本語助動詞の研究』大修館

小林 好日 (一九二七)『國語國文法要義』京文社

佐久間 鼎 (改訂一九五二・復刊一九八三)『現代日本語法の研究』復刊くろしお出版

(一九四三)『総主』をもつ構文の特性』『日本語の言語理論的研究』三省堂

(一九七六・二月)『水が飲みたい』と「水を飲みたい」という言い方』続貂——格助詞の発達と関連させて——』『佐伯梅友博士喜寿記念国語学論集』表現社

信太 知子

(一九七六・二月)『水が飲みたい』と「水を飲みたい」という言い方』続貂——格助詞の発達と関連させて——』『佐伯梅友博士喜寿記念国語学論集』表現社

(一九七八)『日本語の分析』大修館

柴谷 方良

新名 登

(一九三一・二月)『が』のつく客語』『国文学誌』一卷七号 不老閣書房

(一九三二・二月)『が』のつく客語』補説』『国文学誌』一卷八号 不老閣書房

西田 直敏

(一九七七)『助詞(1)』『岩波講座日本語7』岩波書店

田村 すす子

(一九六九・九月)『日本語の他動詞の希望形・可能形と助詞』『早稲田大学国語学教育研究所紀要』八

時枝 誠記

(一九四一)『国語学原論』岩波書店

橋本 進吉

(一九四八)『新文典別記口語篇』富山房

松村 明

(一九五一・三月)『水が飲みたい』という言い方について』『東京女子大学論集』一一—二

三上 章

三矢 重松

(一九五三・復刊一九七二)『現代語法序説』復刊くろしお出版

山田 巖

(一九〇八・増訂一九二六)『高等日本文法』明治書院

(一九五七・九月)『水が飲みたい』という言い方の源流』『言語生活』七二 筑摩書房

(一九六四)『水が飲みたい』と「水を飲みたい』

『講座現代語6』明治書院

湯澤幸吉郎

(一九三二・三月)『天草版平家物語の語法』『教育』第五三九号茗溪会発行。『国語学論考』(一九七九、勉誠社)所収

吉澤 義則

(一九三二)『所謂「ヲ」に通ずる助詞「ガ」に就いて』『金澤博士還暦記念東洋語学の研究』三省堂

\* 古典作品については、『日本古典文学大系』(岩波書店)及び『天草版平家物語対照本文及び総索引』(江口正弘、一九八六年、明治書院)を用いた。

\* 本稿を成すにあたって、本学内間直仁先生には、色々と御指導をして頂いた。厚くお礼を申し上げます。

(本学大学院修士課程修了)